

# 横須賀市指名停止措置等規則運用基準

## 要綱本文関係

(規則第1条関係)

### 1 目的

この基準は、横須賀市指名停止等措置規則(以下、「規則」という。)の運用に関し必要な事を定めるものとする。

(規則第2条第1項関係)

### 2 指名停止の適用期間

入札参加資格の登録期間を超えて停止期間を定めることはできるものとし、措置対象者が継続して入札参加資格登録をした場合は、指名停止も引き続き継続するものとする。

### 3 指名停止の適用の例外

「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱」に基づく疑義申し立てがあり落札決定が遅れた工事において、当初に配置を予定していた技術者が既に他の工事に従事してしまい代替がきかないことによる辞退の場合は、横須賀市指名停止等措置規則「別表第2」の「13 不正又は不誠実な行為」の(1)の停止措置の対象としない。

### 4 事業協同組合の取扱い

規則第3条に規定する共同企業体の取扱いとは異なり、指名停止を受けた有資格者を含む事業協同組合に対しては、指名停止は行わない。

(規則第4条関係)

### 5 指名停止の適用期間の例外

指名停止の対象者は、原則として、有資格者とするが、資格を新たに有した者が、資格を有する前に措置要件に該当していたときにおいても、次のとおり指名停止を行うものとする。

(1) 適用期間の例外の対象は、次の各号いずれにも該当する場合とする。

ア 措置要件が、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」、「競売入札妨害又は談合行為」又は「あっせん利得処罰法違反行為」のとき。

イ 資格を有する前に当該措置要件に該当することとなった日(次

項参照) から起算して、資格を新たに有した日においても停止期間中であるとき。

(2) 停止期間

資格を新たに有した日から、次のそれぞれの場合における基準日から起算した当該停止期間の終期の日まで。

ア 他の有資格者に対し、当該措置事由で指名停止を行っている場合  
当該指名停止の始期

イ 上記以外の場合

(ア) 「贈賄」、「競売入札妨害又は談合行為」又は「あっせん利得処罰法違反行為」の場合、運用基準第6項によって措置要件に該当することを知った日

(イ) 「独占禁止法違反行為」の場合  
措置要件該当日の翌日

6 措置要件に該当する事案の把握

措置要件に該当する可能性があるると認められる事案は次の方法によって把握し、指名停止を行うものとする。

(1) 有資格業者からの報告（規則第12条第1項）

(2) 他の公共機関からの通知又は発表等

(3) マスコミ報道（市内で一般に販売されている新聞又はテレビ、若しくはラジオの報道）

(4) 企業情報紙

(5) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答による。（規則第2条第1項別表第2第13号から16号）

7 指名停止の始期

規則別表第1から第3の各号の停止期間の始期については、当該指名停止に関する同の決裁日の翌日（午前0時）とする。

8 停止期間の算定方法

(1) 運用基準別表1に規定する標準停止期間を適用する場合

ア 1か月未満の場合は、停止開始日から起算して、当該標準停止期間が経過するまで。

イ 1か月以上の場合は、当該標準停止期間の開始日の応当日の前日まで。

（規則第4条第1項関係）

9 一の事案で複数の措置要件に該当する場合の原則

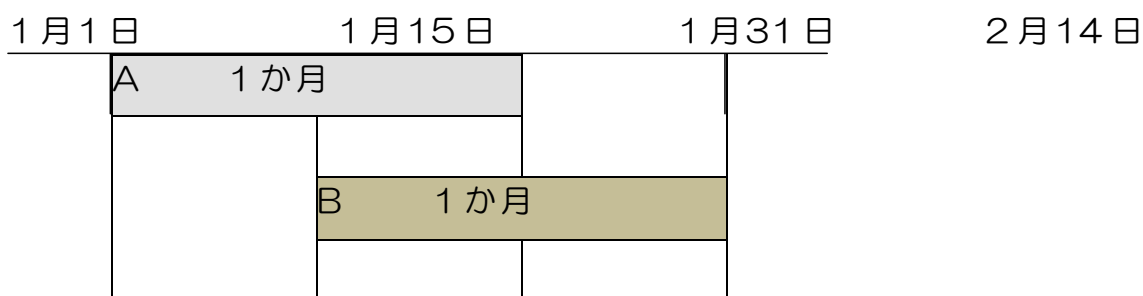
一の事案で同時に二以上の措置要件に該当する場合はいい、既に指名停止を行った事案に関し、その後他の措置要件にも該当することとなった場合は、原則として、新たな指名停止は行わないものとする。

(規則第5条関係)

10 停止期間中に新たな措置要件に該当した場合の指名停止の始期

指名停止の期間中の有資格事業者が新たに別の指名停止要件に該当することとなった場合、指名停止の始期は、新たに指名停止を決定した時期を始期とする。

<例示>



※ Aの案件で停止期間中の有資格業者が、別途新たな指名停止要件に該当するBの案件が発覚した場合、Aの案件の停止期間満了後から指名停止を開始するのではなく、Bの案件に係る同の決裁日の翌日から指名停止を開始する。

(規則第6条関係) 11 解除した指名停止の効力

- (1) 規則第6条により指名停止を解除する場合における指名停止の終期は、当該指名停止解除に係る同の決裁日までとする。
- (2) 規則要綱第6条の規定により指名停止を解除した場合、解除までの指名停止及びそれに係わる資格確認及び指名の取消等の措置は全て有効であり、指名停止の解除により、資格確認及び指名の取消等を取り消すことは行わない。

12 停止期間終了後に責めを負わないことが明らかになった場合の指名停止の取扱い

- (1) 既に終了した指名停止については解除の対象としない。

- (2) 指名停止等の有効性及び短期加重措置の非適用については、前項各号に規定するとおりである。

(規則第7条関係)

### 13 関係部局長等への通知

- (1) 財政部長は、指名停止を決定した場合は、速やかに、原則、全部局長等に周知するものとする。
- (2) 当該指名停止はホームページに掲載する。

### 14 指名停止の公表

- (1) 決定した指名停止は、契約課において閲覧に供すること及びホームページに掲載することにより公表するものとする。
- (2) 指名停止の公表期間は原則として、当該措置の開始日の属する年度及びその翌年度とする。
- ただし、指名停止の終了日が、当該措置の開始日の属する年度の翌年度の末日を越える場合は、当該措置の終了日の属する年度までとする。
- (3) ホームページによる公表は、前号の規定によらず、当該指名停止の終了日までとする。

### 15 指名停止に関する資料提供

特に反社会性の高い事件に基づいて決定した指名停止については、報道機関に資料提供することができる。

(規則第8条第1項及び第2項関係)

### 16 指名停止期間中の随意契約について

- (1) 見積書を徴収した相手方が指名停止に該当した場合は、契約を締結できない。
- (2) ただし、指名停止の期間中の有資格者又は当該有資格者を含む共同企業体を随意契約の相手方とするやむを得ない事由があると認められる際の手続きは次のとおりとする。

#### 単独随意契約

入札及び契約審査委員会（以下、「委員会」という。）の承認を得た後に、当該契約のみ締結する旨の通知を随意契約の相手方に行う。

(規則第11条関係)

### 17 警告の取扱いについて

- (1) 規則第 11 条の規定により警告を行う事案は、本市契約において次のいずれかに該当した場合とする。
- ア 一の契約において、指名停止を受けた後に、指名停止の対象とならない事由（軽微な事故等）を発生させた場合
  - イ 一の契約において、指名停止の対象とならない事由を複数回発生させた場合
  - ウ 指名停止を受けた後、1 年を経過するまでの間に、同種の内容の、指名停止の対象とならない事由を発生させた場合
  - エ 指名停止の対象とならない事由を発生させた後、1 年を経過するまでの間に、同種の内容の指名停止の対象とならない事由を発生させた場合
  - オ その他、指名停止の対象とならない事由を発生させた場合において、契約履行上の管理が不適切であると認められる場合。
- (2) 前号において、有資格者が責めを負わない事由については対象としない。
- (3) 第 1 号において、警告を行う方法は次の通りとする。
- ア 書面による警告 第 1 号ア、イ（同種の内容の、指名停止の対象とならない事由を複数回発生させた場合に限る。）、ウ又はオのいずれかに該当した場合
  - イ 口頭による警告 第 1 号イ（本号アに該当する場合を除く。）又はエのいずれかに該当した場合
- (4) 第 1 号において、「同種の内容」とは、要綱別表各号において同一の措置要件に分類される事由をいう。

（その他の要綱本文関係）

#### 18 指名停止等の決定手続等

- (1) 指名停止等の決定は、その措置内容を伺により決定する。
- (2) 「建設業法違反行為」を措置要件として指名停止を行う対象は、建設業法の規定に違反した場合のみとする。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年第 66 号）の規定に違反したことにより、建設業法第 28 条に基づく監督処分が出された場合は、「建設業法違反」を措置要件として指名停止を行う。また、公衆損害、粗雑工事、他法令違反、不誠実行為により建設業法第 28 条に基づく監督処分が出された場合は、建設業法違反での指名停止は行わず、他の該当する措置要件に基づき指名停止を行う。